

青森市児童福祉施設の設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

馬屋尻児童遊園の廃止等をするため、所要の改正を行うもの。

2 児童遊園の概要

児童遊園は、児童福祉法第40条の規定に基づき児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設として、本市には現在、37箇所が整備されている。

3 廃止に係る経緯等

令和3年10月29日付けで東岳地区連合町会（会長：木村 幸一・馬屋尻町会長）から、東陽小学校・宮田保育園と隣接する宮田児童遊園を利用する子どもはいるものの、馬屋尻児童遊園を利用する子どもはいないため、町会活動の負担軽減のために廃止してほしいとの要望書が提出されたもの。

【馬屋尻児童遊園】

設置年：昭和43年

面積：1,572平方メートル

場所：青森市大字馬屋尻字清水流646番地

土地所有者：青森県

遊具等：砂場、滑り台、ジャングルジム、ブランコ

※馬屋尻児童遊園と宮田児童遊園は直線距離で約450m

4 その他の改正

戸門町会が管理する共有地に設置されている戸門児童遊園について、戸門町会が町会法人化のため共有地の登記関係を確認していたところ、正しい所在地が「戸門字山部101番地3」であることが判明したもの。

【戸門児童遊園】

設置年：昭和51年

面積：465.3平方メートル

場所：青森市大字戸門字山部142番地60

土地所有者：戸門町会

遊具等：砂場、ブランコ、鉄棒

5 施行期日

令和4年11月1日（ただし、戸門児童遊園の位置の改正については、公布の日）

※児童福祉法第35条第11項の規定により、児童遊園（児童福祉施設）の廃止にあたっては、廃止の日の一月前までに青森県へ届け出なければならないとされているため。

青森市児童福祉施設の設置及び管理に関する条例（平成十七年条例第百十七号）

新旧対照表

改正後			改正前		
第一条・第二条（略） （名称、位置等） 第三条（略） 2 児童厚生施設のうち児童遊園の名称及び位置は、次のとおりとする。			第一条・第二条（略） （名称、位置等） 第三条（略） 2 児童厚生施設のうち児童遊園の名称及び位置は、次のとおりとする。		
番号	名称	位置	番号	名称	位置
一～八	(略)	(略)	一～八	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	九	青森市立馬屋尻児童遊園	青森市大字馬屋尻字清水流六四六番地
九～三十五	(略)	(略)	十～三十六	(略)	(略)
三十六	青森市立戸門児童遊園	青森市大字戸門字山部一〇一番地三	三十七	青森市立戸門児童遊園	青森市大字戸門字山部一四二番地六〇
3（略） 第四条～第七条（略）			3（略） 第四条～第七条（略）		